

綾町立地適正化計画【誘導施設の設定】

下表に定める誘導施設は都市再生特別措置法第108条の規定に基づく届出の対象となります。届出の対象となる施設（誘導施設）は次のとおりです。（●◎のマークがついている施設）

表 誘導施設の設定（都市機能誘導区域）

機能	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内
行政	役場本庁舎	・地方自治法第4条第1項に定める事務所	●
地域福祉	地域包括支援センター	・介護保険法第115条の46第1項に定める施設	◎
子育て	幼稚園・保育所・認定こども園	・学校教育法（第1条、第77条）に定める幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所	◎
	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	◎
商業	スーパーマーケット （店舗面積1,000㎡未満）	・食品衛生法等による許可施設	●
	大規模小売店 （店舗面積1,000㎡以上）	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	◎
医療	病院（病床数20床以上）	・医療法第1条の5第1項に定める施設	◎
金融	銀行・信用金庫	・銀行法、信用金庫法に定める施設 （ATM単独施設は除く）	●
	郵便局	・日本郵便株式会社法に定める施設	●
教育文化	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館及び地域や施設の特性に応じた歴史・児童等に供する施設	●
	文化ホール	・地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として、文化・地域交流等の活動を支えるための施設	◎
	体育館 （社会体育施設）	・スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法に基づく一般利用のスポーツ等に供する施設	●

●：誘導施設に設定する（現状立地している施設の維持を目指す）

◎：誘導施設に設定する（現状立地していないが、都市機能誘導区域に近接して施設が立地、または今後の新たな誘導を目指す）